

事 務 連 絡
令和3年10月11日

三重県後期高齢者医療広域連合事務局長 様
三 重 県 医 師 会 長 様
三 重 県 歯 科 医 師 会 長 様
三 重 県 薬 剤 師 会 長 様

三重県医療保健部国民健康保険課長

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令
の一部を改正する省令の公布について

このことについて、別添のとおり厚生労働省保険局から通知がありましたので、ご了知のうえ、適切な取扱いをお願いします。

また、取扱いに遺漏のないよう、関係者等に周知をお願いいたします。

(事務担当 国民健康保険課市町国保支援班 山口)

TEL (059) 224-2285

FAX (059) 224-2340

E-mail yamagy11@pref.mie.lg.jp



保 発 0 9 2 9 第 5 号
令 和 3 年 9 月 2 9 日

都 道 府 県 知 事
地 方 厚 生 (支) 局 長
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長
社会保険診療報酬支払基金理事長
全 国 健 康 保 険 協 会 理 事 長
健 康 保 険 組 合 理 事 長
健 康 保 険 組 合 連 合 会 長

} 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長
〔 公 印 省 略 〕

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正
する省令の公布について (通知)

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正
する省令 (令和3年厚生労働省令第163号。以下「改正省令」という。)が本日
公布され、令和3年10月1日より施行することとされたため、通知いたします。

改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、十分御了知の上、関係者、
関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願い
いたします。

記

第1 改正の趣旨

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令 (昭和51年
厚生省令第36号) 第1条の2においては、オンライン資格確認の仕組みを活
用した審査支払機関によるレセプト振替について、審査支払機関が円滑に審
査支払業務を行えるよう、医療機関等から請求されたレセプトに軽微な不備
がある場合には、審査支払機関は、職権で、その補正をすることができること

を規定しているところである。

改正省令は、審査支払機関が行う当該補正の事務の円滑化を図るため、当該補正に必要な審査支払機関や保険者間における情報提供の取扱いについて、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令を改正し、明確化を行うものである。

なお、当該規定により、レセプト振替に係る審査支払機関や他保険者に対する加入者等の資格情報の提供は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第1項第1号に該当することから、本人の同意を得る必要はない。

第2 改正の主な内容

- 1 保険者は、審査支払機関に対し、審査支払機関が補正を行うために必要な被保険者の資格に係る情報を提供することができるものとする。
- 2 審査支払機関は、保険者より提供を受けた情報を活用して補正を行った場合であって、当該補正が保険医療機関又は保険薬局が行った請求に係る保険者を変更するものである場合には、当該補正後の請求に係る保険者に対し、当該補正後の請求に係る情報を提供するものとする。
- 3 保険者は、審査支払機関に対し、保険医療機関又は保険薬局が行った請求に係る情報を提供して、補正を行うことを求めることができるものとする。
- 4 保険者は、情報の提供及び申出を行うため、審査支払機関に対し、保険医療機関又は保険薬局が行った請求に係る情報を提供し、当該請求に係る被保険者の資格に係る情報の提供を求めることができるものとする。
- 5 審査支払機関は、保険者から情報の提供の求めがあったときは、当該保険者に対し、保険医療機関又は保険薬局が行った請求に係る被保険者等の資格に係る情報を提供するものとするものとする。
- 6 その他所要の改正を行うこと。

○厚生労働省令第百六十三号
 健康保険法(大正十一年法律第七十号)及び関係法律の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月二十九日
 厚生労働大臣 田村 憲久
 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和三十二年厚生省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(請求の補正)</p> <p>第一条の二 前条第一項の規定により保険医療機関又は保険薬局が行った電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求について、それぞれ前条第一項のファイルに記録された情報又は光ディスク等に記録された情報のうち高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七条第四項(第七号を除く。)に規定する加入者及び同法第五十条に規定する後期高齢者医療の被保険者(以下この条において「加入者等」という。)の資格に係る情報に軽微な不備(誤記、記載漏れその他これに類する明白な誤りであつて、保険医療機関又は保険薬局が記載しようとした事項を容易に推測することができる)と認められる程度のものがある場合には、審査支払機関は、職権で、当該不備を補正することができる。この場合において、審査支払機関は、当該補正をした旨を、当該保険医療機関又は保険薬局に通知するものとする。</p>	<p>(請求の補正)</p> <p>第一条の二 前条第一項の規定により保険医療機関又は保険薬局が行った電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求について、それぞれ前条第一項のファイルに記録された情報又は光ディスク等に記録された情報のうち高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七条第四項(第七号を除く。)に規定する加入者及び同法第五十条に規定する後期高齢者医療の被保険者の資格に係る情報に軽微な不備(誤記、記載漏れその他これに類する明白な誤りであつて、保険医療機関又は保険薬局が記載しようとした事項を容易に推測することができる)と認められる程度のものがある場合には、審査支払機関は、職権で、当該不備を補正することができる。この場合において、審査支払機関は、当該補正をした旨を、当該保険医療機関又は保険薬局に通知するものとする。</p>
<p>2 高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者及び同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合(以下この条において「保険者等」という。)は、審査支払機関に対し、審査支払機関が前項の規定による補正を行うために必要な加入者等の資格に係る情報を提供することができる。</p>	<p>(新設)</p> <p>3 審査支払機関は、前項の規定により提供を受けた情報を活用して第一項の規定による補正を行った場合であつて、当該補正が保険医療機関又は保険薬局が行った請求に係る保険者等を変更するものであるときは、当該補正後の請求に係る保険者等に対し、当該補正後の請求に係る情報を提供するものとする。</p>

<p>3 審査支払機関は、前項の規定により提供を受けた情報を活用して第一項の規定による補正を行った場合であつて、当該補正が保険医療機関又は保険薬局が行った請求に係る保険者等を変更するものであるときは、当該補正後の請求に係る保険者等に対し、当該補正後の請求に係る情報を提供するものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>4 保険者等は、審査支払機関に対し、保険医療機関又は保険薬局が行った請求に係る情報を提供して、第一項の規定による補正を行うことを求めることができる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>5 保険者等は、前項の規定による情報の提供及び申出を行うため、審査支払機関に対し、保険医療機関又は保険薬局が行った請求に係る情報を提供し、当該請求に係る加入者等の資格に係る情報の提供を求めることができる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>6 審査支払機関は、前項の規定により保険者等から情報の提供の求めがあつたときは、当該保険者等に対し、保険医療機関又は保険薬局が行った請求に係る加入者等の資格に係る情報を提供するものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>4 前条の規定は、医師、歯科医師又は薬剤師を主たる構成員とする団体(その団体を主たる構成員とする団体を含む。)で、医療保険の運営及び審査支払機関の業務運営に密接な関連を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものが電子情報処理組織の使用による請求の事務を代行する場合について準用する。この場合において、第一条第一項中「費用を請求」とあるのは「医師、歯科医師又は薬剤師を主たる構成員とする団体(その団体を主たる構成員とする団体を含む。)で、医療保険の運営及び審査支払機関の業務運営に密接な関連を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものが電子情報処理組織の使用による請求の事務を代行する場合について準用する。この場合において、第一条第一項中「費用を請求」とあるのは「医師、歯科医師又は薬剤師を主たる構成員とする団体(その団体を主たる構成員とする団体を含む。)で、医療保険の運営及び審査支払機関の業務運営に密接な関連を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものが電子情報処理組織の使用による請求の事務を代行するもの」とあり、電子情報処理組織の使用」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織の使用」とする。</p>	<p>(新設)</p>

「療養の給付及び公費負担医療に関する費用(以下「療養の給付費等」という。)の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局」とあるのは「事務代行者」と、「厚生労働大臣の定める方式に従って電子計算機」とあるのは「事務代行者を介して厚生労働大臣の定める方式に従って電子計算機」と、同条第二項中「電子情報処理組織」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織」と、「係る請求を」とあるのは「係る請求を事務代行者を介して」と、「前項の」とあるのは「事務代行者を介して前項の」と、第一条の二第一項中「電子情報処理組織」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織」と、同条第三項から第六項まで中「行つた請求」と、第二条第一項及び第二項中「電子情報処理組織」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織」と、第三条第一項各号列記以外の部分中「電子情報処理組織」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織」と、「始めようとするときは」とあるのは「始めようとするとき、又は事務代行者を介した電子情報処理組織の使用による請求をやめようとするときは」と、同項第一号中「保険医療機関又は保険薬局」とあるのは「保険医療機関又は保険薬局及び事務代行者」と、同項第二号中「審査支払機関」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を始めようとする場合にあつては、審査支払機関」と、「電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を始めようとする年月」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を始めようとする年月、事務代行者を介した電子情報処理組織の使用による請求をやめようとする年月」と、同条第二項各号列記以外の部分中「を変更」とあるのは「を事務代行者が変更」と、同項第一号中「保険医療機関又は保険薬局」とあ

「療養の給付及び公費負担医療に関する費用(以下「療養の給付費等」という。)の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局」とあるのは「事務代行者」と、「厚生労働大臣の定める方式に従って電子計算機」とあるのは「事務代行者を介して厚生労働大臣の定める方式に従って電子計算機」と、同条第二項中「電子情報処理組織」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織」と、「係る請求を」とあるのは「係る請求を事務代行者を介して」と、「前項の」とあるのは「事務代行者を介して前項の」と、第二条第一項及び第二項中「電子情報処理組織」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織」と、第三条第一項各号列記以外の部分中「電子情報処理組織」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織」と、「始めようとするときは」とあるのは「始めようとするとき、又は事務代行者を介した電子情報処理組織の使用による請求をやめようとするときは」と、同項第一号中「保険医療機関又は保険薬局」とあるのは「保険医療機関又は保険薬局及び事務代行者」と、同項第二号中「審査支払機関」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を始めようとする年月、事務代行者を介した電子情報処理組織の使用による請求をやめようとする場合にあつては、審査支払機関」と、「電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を始めようとする年月」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を始めようとする年月、事務代行者を介した電子情報処理組織の使用による請求をやめようとする年月」と、同条第二項各号列記以外の部分中「を変更」とあるのは「を事務代行者が変更」と、同項第一号中「保険医療機関又は保険薬局及び事務代行者」と、同項第三号中「電子情報処理組織」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織」と読み替えるものとする。

るのは「保険医療機関又は保険薬局及び事務代行者」と、同項第三号中「電子情報処理組織」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織」と読み替えるものとする。

附則
この省令は、令和三年十月一日から施行する。